

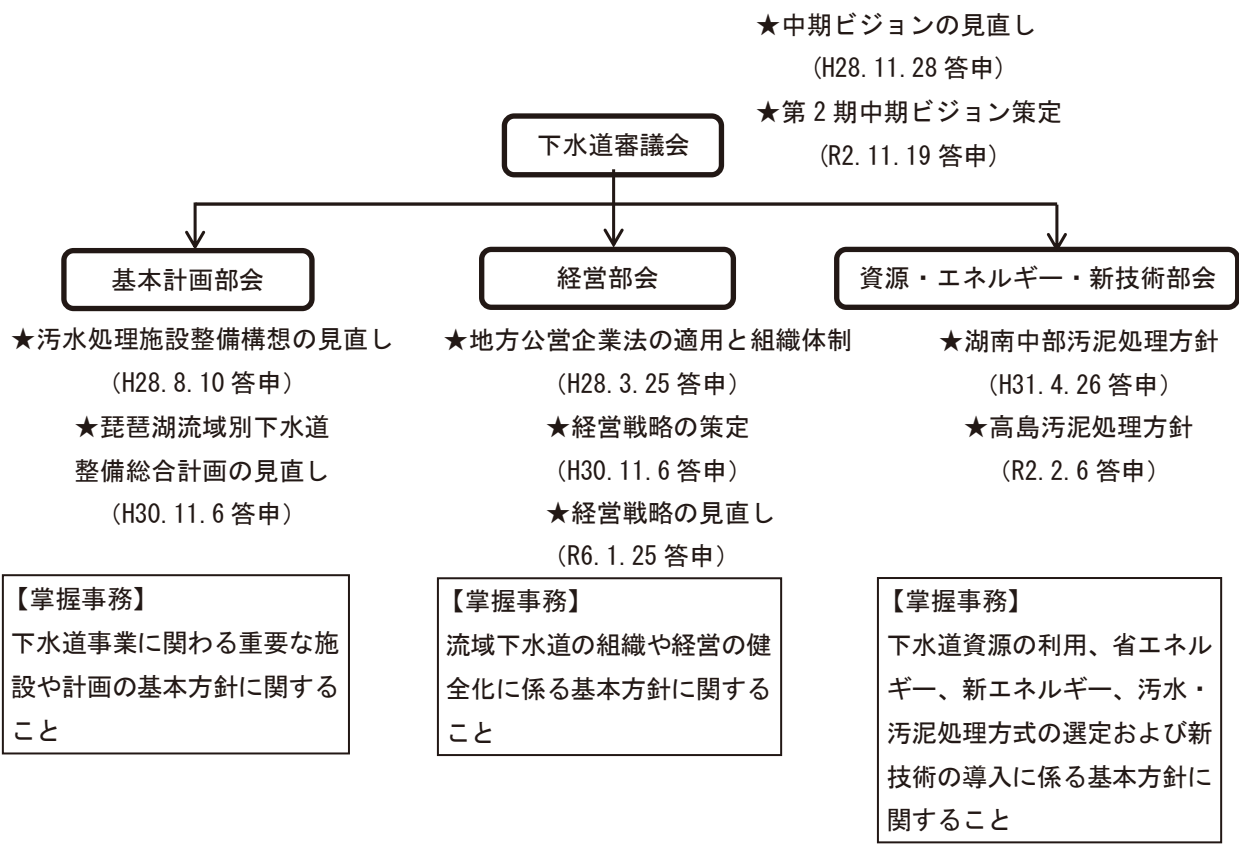
XVI. 滋賀県下水道審議会

1. 設置趣旨

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議を行うことを目的として設置しています。

(「滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例」第 21 条より)

2. 審議会の構成部会



3. 審議会の組織等

- 1 審議会は、委員 16 人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。